

# 労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の健診項目の改正に伴う 二次健康診断等給付の見直しについて

## 1. 改正の背景

- 平成18年6月に制定された「高齢者の医療の確保に関する法律」において、医療保険者は、40～74歳の被医療保険者を対象に、特定健康診査・特定保健指導を行うことが義務づけられた。
- この特定健康診査・特定保健指導を行うに当たって、参考とする「標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）」が厚生労働省健康局の検討会において平成18年7月にとりまとめられ、同プログラムにおいて、「内臓脂肪症候群（メタボリック・シンドローム）」に着目し、脳・心臓疾患及び生活習慣病を効果的に予防するための健康診断の項目等が新たな医学的知見を含めて示された（同プログラムの確定版は平成19年4月にとりまとめられた）。
- これを受けて、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等（以下「定期健康診断等」という。）について、これまでも作業関連疾患としての脳・心臓疾患に適切に対応するという観点から項目の追加が行われてきたところ、同プログラムの内容も踏まえ、平成19年3月に「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会」報告書がとりまとめられ、同報告書の内容に沿って労働安全衛生規則等の改正が行われた。（平成19年7月6日公布、平成20年4月1日施行）
- これにより、定期健康診断等の結果の一部を要件として給付を行う労働者災害補償保険法に基づく二次健康診断等給付についても、所要の改正を行うことが必要となったものである。

## 2. 定期健康診断等の健診項目の改正

先般、改正された労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の健診項目の主な変更点は以下のとおり。

- ① 腹囲を健診項目に追加  
（40歳未満（35歳を除く。）は医師の判断により省略可とするなど、測定の省略基準を策定・簡便な測定方法を導入。）
- ② 総コレステロールを健診項目から削除し、低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）を追加。  
（40歳未満（35歳を除く。）は医師の判断により省略可）

### 3. 二次健康診断等給付の見直しについて

- 二次健康診断等給付は、定期健康診断等のうち直近のものにおいて、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常があると診断された場合に、労働者の請求に基づき、二次健康診断及び特定保健指導を給付するものである。
- このため、上記の定期健康診断等の健診項目の改正に伴い、二次健康診断等給付においても、定期健康診断等の健診項目の改正内容と整合性をとる形で、二次健康診断等給付の対象者の条件となる健診項目及び二次健康診断での検査項目を改正する必要がある。

#### 【見直しの内容】

##### (1) 二次健康診断等給付の対象者条件について

- ① 「血清総コレステロール」を「低比重リポ蛋白コレステロール」(LDLコレステロール)に変更
- ② 「BMIの測定」を「腹囲の測定又はBMIの測定」に変更

##### (2) 二次健康診断の検査項目について

- 「血清総コレステロール」を「低比重リポ蛋白コレステロール」(LDLコレステロール)に変更